

様式1

産業廃棄物不法投棄等調査票

(整理番号 [redacted])

担当所名 東部健康福祉センター環境部廃棄物課 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(件名) 熱海市伊豆山C工区における [redacted] による不適正保管	
事案の区分	2 不適正保管
事案の概要	<p>[redacted] は熱海市日金町における建物解体で生じたがれき類を一部は解体現場に放置し、また、一部は解体工事を行った時期、自社の造成地だった熱海市伊豆山に運搬し放置した。(概要については日金町参照)</p> <p>平成 23 年 2 月、[redacted] が熱海市伊豆山の土地の一部を廃棄物の撤去を行わないまま、[redacted] に売却した。</p> <p>[redacted] は、土地を購入した当初、購入した土地につみ置かれたがれき類等産業廃棄物の撤去を [redacted] に要請し、また、当課に対しても [redacted] に対する撤去指導を求めたが、[redacted] が撤去に応じなかったため、購入した土地の造成作業のなかで有効利用する方針に改めた。</p> <p>しかし、平成 25 年 7 月調査時、現地確認を実施した際、現地に積み置かれたがれき類を埋めてしまったことが判明したため、現在は、埋めてしまったがれき類を掘り起こし、適正に処理、また、利用計画に基づき適正に利用するよう土地所有者に対し指導を継続している。</p>

1 不法投棄等関係者

原因者			
法人名 又は屋号	[redacted]	業種	[redacted]
代表者	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所在地 又は現住所	[redacted]	[redacted]	[redacted]
許可の有無	[redacted]		
排出事業者	[redacted]	(未確認)	
収集運搬業者			
中間処理業者			
最終処分業者			
その他関係者			

2 不法投棄等の状況

発 生 場 所	
所 在 地	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部
所 有 者	[REDACTED]
管 理 者	同上
面 積	60,945 m ² (1076-3)
地 目	山林
現 況	山林
発 見 の 日 時	平成 21 年 5 月 12 日
発 見 の 経 緯	平成 21 年 2 月県土木事務所からの通報により、熱海市伊豆山地内で不適正処理を行っているのではないかと疑いが生じ、指導を行っていたところ、当該廃棄物の排出元である熱海市日金町の解体現場においても、不適正な廃棄物保管を行っていることを発見したもの。
不法投棄等開始日	平成 年 月 日
生活環境の影響	なし(理由) 投棄されたものは、がれき類(コンクリート塊)木くず、廃プラスチック類と思われるため。

3 廃棄物の種類と量

種 類	産業廃棄物
廃棄物ごとの量 (m ³)	
発見当初量	1,439.2 m ³ (H24.1.16 簡易測定結果)
撤去又は処分済量	0
残存量	1,439.2m ³

4 健康福祉センター等の対応状況

年月日	対応状況
平成 23 年 3 月 15 日	現地確認 赤井谷残土処分場、伊豆山D工区、 解体現場とも特に変化なし 熱海市からの情報提供 伊豆山分譲地 3.5 万坪が売却され、 の名義になっている
平成 23 年 3 月 16 日	現地確認 (15 日発生の静岡県東部地震をうけ) 伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山D工区、 解体現場とも特に変化なし 伊豆山野積現場にはガスコンロ、照明器具が新たに投棄されていた。
平成 23 年 4 月 6 日	日金町解体現場 他現地確認を実施
平成 23 年 4 月 11 日	伊豆山D工区 少量の廃棄物が混じった残土 (10 t 車 130 台程度) が積み 置かれていた。 赤井谷 分譲地を に売却した不動産仲介業者により、崩れた箇所の 修正を行うとのこと。 伊豆山野積み現場 特に変化なし。道路に面した車止めが撤去されていた。 (以降、C工区と表現) 同上 その他 分譲地入口の車止めが撤去されており、自由に車両が出入 りできる状態になっていた。
平成 23 年 5 月 19 日	赤井谷の対応について、打合せ (熱海市、廃棄物リサイクル課、 代理人 他) あて 18 条催告文書を に交付
平成 23 年 6 月 20 日	熱海市役所にて、 から事実申立書 (内容は 18 条報告相当) を徴収。 から徴収した 18 条報告書面に が相違ない旨署名。 廃棄物を速やかに撤去するよう口頭指示した。 は日金の崩落防止工事から実施するよう同席した に依頼した。
平成 23 年 8 月 23 日	弁護士相談実施。 現在入手した資料では、排出者の確定はできなかった。
平成 23 年 8 月 30 日	赤井谷で が斜面の修復作業を実施していた。 9 月に入ったら C 工区のがれき類の処理を開始したいとのこと。 に対し、排出者の確定が必要な旨説明した。
平成 23 年 10 月 4 日	に対し、18 条報告内容について再聴取を実施した。 日金町の解体工事について、 は が元請の解体工事と証 言した。
平成 23 年 11 月 28 日	C 工区にがれき類から鉄筋を取り出した形跡があった。
平成 23 年 12 月 14 日	(C 工区地主代理人) と面会。 に再三撤去を要請したが実行されないため、自社グループ 企業により作業を実施する意向があるとのこと。
平成 24 年 1 月 16 日	C 工区 簡易測量実施 土砂混じり木くず、がれき類 224.3 m ³ がれき類 929.3 m ³ 廃プラ、木くず等 285.6 m ³ 合計 1,439.2 m ³
平成 24 年 2 月 2 日	(C 工区地主代理人) に対し、自社で撤去作業を行う際、注意してほし い点を説明した。
平成 24 年 4 月 6 日	現地確認を実施。前回調査に比べ特に変化なし。

平成24年5月24日	<p>から状況を説明したいとの申し出があったため、熱海市役所にて、熱海市まちづくり課、廃棄物リサイクル課不法投棄対策班と共にから状況を聞いた。</p> <p>氏によると、会社合併の計画が8月頃にあり、合併後本人は引退するつもりなので、との関係をはっきりさせたいとのことだった。</p> <p>18条報告等の命令があれば、事実を報告するとのことだった。</p>
平成24年7月5日	<p>現地確認を実施。</p> <p>C工区に竹製車止めが設置されていた。これにより、敷地内への廃棄物の投棄は防止できる模様。</p>
平成24年8月29日	<p>現地確認を実施。特に変化なし。</p>
平成24年9月27日	<p>を訪問し、氏に撤去計画等の状況を聞いた。</p> <p>C工区について、購入した土地を改修するために、近く中型の中古重機の購入とオペレータの雇い入れを検討しているとのこと。</p>
平成24年10月19日	<p>土地所有者（から、C工区*購入した土地の改修計画を聞いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残土処分場改修、宅地造成、水道施設工部の崩落防止工事を順次実施 ・ C工区の木くず、廃プラは業者処分する ・ 行政の協力を得たい。 ・ 工事には、C工区のがれき類を自己が管理する廃棄物として有効に活用したい。 ・ 計画は配下の建設会社で作成し、11月末頃に関係部署に示したい。 <p>*赤井谷残土処分場を含む</p>
平成24年12月14日	<p>来所。土地の修復（廃棄物の処理含む）について、は何も行わないのでが行う以外解決策がない旨説明があった。（熱海市の各関係部署の対応の違いに不満を持っている模様）</p>
平成24年12月20日	<p>に撤去計画等の状況を聞いた。</p> <p>C工区のがれき類は、修復作業のとき自己の廃棄物として破碎し、再生材として使用したい意向があるとのこと。</p> <p>との折衝状況、がれき類の利用計画を提出するよう依頼した。</p> <p>C工区を現地調査したところ、中型ユンボが敷地内の探索を行っていた。</p>
平成24年12月21日	<p>に対し、18条報告発出</p>
平成25年1月4日	<p>18条報告配達証明郵便不達のため廃棄物課に返送 (12月22日から12月29日の間不在)</p>
平成25年1月11日	<p>18条報告手交のため来所を求めたが、沼津市まで出向くことができないとのことだった。このため、東名足柄パーキングエリアでと待ち合わせ、18条報告を手交した。</p>
平成25年1月21日	<p>に対し利用計画の作成状況を聞いた。</p> <p>現在計画(案)をからに送っているもので、しばらくすればが押印したものを提出できるとのことだった。</p> <p>C工区内での分別作業は徐々に進んでいる。</p>
平成25年1月30日	<p>に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。</p>
平成25年2月7日	<p>からC工区がれき類再利用計画が提出された。(添付資料の1部が欠落しているため)を通じてに問い合わせ中。資料が揃った後、廃棄物リサイクル課と協議予定)</p>
平成25年2月15日	<p>から電話連絡有。熱海市日金の補修工事を検討しているとのこと。、本社を移転したとのこと。</p>
平成25年2月19日	<p>に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。</p>

平成 26 年 8 月 21 日	が来所。廃棄物リサイクル課及び東部健康福祉センターと面談。
平成 26 年 9 月 17 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 10 月 1 日	に電話連絡するも応答なし。
平成 26 年 10 月 7 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 10 月 15 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 11 月 4 日	から電話連絡。弁護士への相談結果を確認したところ、は、「良い方法が見つからない。」と回答。
平成 26 年 11 月 10 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 27 年 1 月 23 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 27 年 2 月 12 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 27 年 4 月 14 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 27 年 4 月 16 日	が来庁し、の一連の行為についての質問を受けた。
平成 27 年 4 月 24 日	の住民票を請求した。
平成 27 年 5 月 8 日	の住民票が送付された。
平成 27 年 5 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし。 現場の斜面一帯にて、苗木がされていた
平成 27 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> 事案について、が、熱海警察署と県警本部に「告発状」なる文書を提出した。 今般、熱海警察署生活安全課職員が来所し、当該「告発状」に対する対応について「」と説明を受けた。
平成 27 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし。
平成 27 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 熱海警察署が来所した。 本事案に関する対応について「」と説明した。
平成 27 年 7 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> から「現場より 40m 下った所で斜面の崩落あり」との報告を受けた。 の担当者に聞いたところ、現場までの山道にて、土砂がはみ出していたとのこと。現地及び周辺の確認をしたところ、斜面の崩落等は確認できなかった。
平成 27 年 9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし。
平成 28 年 1 月 7 日	同上
平成 28 年 2 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> から電話があった は最近、(経営者) についてマスキミの取材を受けた。今後、行政に何かしらの取材が来るかもしれないという助言をすべく当課へ連絡した。

平成 28 年 4 月 19 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現地確認を実施。・ 斜面の崩落等はない。
平成 28 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現地確認を実施。・ 斜面の崩落等はない。
平成 28 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現地確認を実施。・ 斜面の崩落等はない。
平成 29 年 1 月 12 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現地確認を実施。・ 斜面の崩落等はない。
平成 29 年 1 月 20 日	■■■■■■■■ (地主) に対し、廃棄物の撤去を行うよう指導した。(指導票交付)

5 行政処分

年月日	処分内容 (処分に対する対応状況)

6 警察等との連携

年月日	連携内容 (連携内容に対する対応状況)

7 今後の対応方針

年月日	対応方針 (実施状況)
平成24年4月1日	地主 () に対し撤去を依頼する。
平成25年4月1日	地主 () のコンクリートガラ再利用計画について可否を検討し、適正使用を指導する。 C工区について、造成に伴い土中に埋めたがれき類を掘出し適正に処理するよう指導する。

8 今後3ヶ月の具体的な取組み

年月日	取組内容
平成23年4月1日	① () に対し、18条報告提出を速やかに提出するよう指導する。 ② () が提出した18条報告について、過去の証言と報告内容が違うので、新たな報告書徴収を検討する。 ③ 熱海市伊豆山の地主となった者 () に対し、土地を取得した経緯を調査する。
平成24年1月1日	① C工区現地測量を実施 ② 排出者確定作業に併せ、現在の地主による撤去作業の検討を開始する
平成24年4月1日	C工区 現在の地主を撤去作業を行うよう説得する。
平成24年7月1日	同上
平成24年10月1日	① 土地改修計画の中で、がれき類の有効利用の可否について、あらかじめ検討しておく。 ② () に対し18条報告を徴収する。
平成25年1月1日	同上
平成25年4月1日	① 伊豆山C工区については、地主の再生材の使用について、定期的な立入調査を実施する。 ② 伊豆山C工区の造成に伴い、土中に埋めたがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導する。
平成25年7月1日	同上
平成25年10月1日	同上
平成26年1月1日	同上
平成26年4月1日	同上
平成26年7月1日	同上
平成26年10月1日	同上
平成27年1月1日	同上
平成27年4月1日	伊豆山C工区の造成に伴い、土中に埋めたがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導する。
平成27年7月1日	・ () に対し、撤去作業を指導する。

	<ul style="list-style-type: none"> 現場状況の監視を継続する。
平成 27 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ██████████と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。 現場状況の監視を継続する。
平成 28 年 1 月 1 日	同上。
平成 28 年 1 月 1 日	同上。
平成 28 年 4 月 1 日	同上
平成 28 年 7 月 1 日	同上
平成 28 年 10 月 1 日	同上
平成 29 年 1 月 1 日	同上
平成 29 年 4 月 1 日	同上

9 特記事項

年月日	特記事項
平成 23 年 11 月 8 日	センター ████████ が現地を確認
平成 25 年 7 月 11 日	センター ████████ ████████ C工区 (熱海市伊豆山)、熱海市日金町の現地視察を実施。